

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課)

ページ
一

号外(一) 令和二年三月六日

告示

岐阜県告示第八十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 メチル^ニ (四 フロロプロチル) -H インタゾール 三 カルボキサミド^三・三 ジメチルブタノアイト及びその塩類(通称四F MDMB BINACA)
 - 2 N^一 (ニ フェニルエチル) ヒペリジン 四 イル^ニ N フェニルペンタンアミド及びその塩類(通称Valerylferentany^一)
 - 3 (HR) - アセチル N・N ジエチル 六 メチル 九・十 ジデヒドロエルゴリン 八 カルボキサミド及びその塩類(通称ALD 五^二、- Acetyl LSD)
 - 4 - (一・三 ベンゾジオキソール 五 イル) 二 (ブチルアミノ) ペンタノン^一 オン及びその塩類(通称N Butylpentylone)
- 二 失効の理由
- 当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。
- 三 指定の効力を失う日
- 令和二年三月九日

